

## 宝塚市雨水貯留施設設置基準

### 第1条 目的

この基準は、宝塚市雨水貯留施設設置助成金交付要綱による、雨水貯留施設について構造基準等を設けることにより、雨水の流出抑制及び有効利用を図り、良好な水循環型社会の創出と意識の高揚を図ることを目的としています。

### 第2条 適用範囲

本基準の対象となる雨水貯留施設は、以下のとおりとします。

宝塚市公共下水道区域内の戸建て住宅又は集合住宅に設置する雨水貯留施設で、市民自ら設置するものとします。ただし、次に掲げるものを除きます。

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体が設置するもの
- (2) 宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（平成17年10月1日施行）の適用対象となる特定開発事業を施行する事業者が設置するもの
- (3) 既に助成金を受けたことがある雨水貯留施設を作り変えようとするもの
- (4) 移転補償等機能回復により設置するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者が助成金の交付を不相当と認めたもの

### 第3条 用語の定義

本基準で用いる用語を以下のとおり定義します。

- (1) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する貯留容量100リットル以上の新設貯留施設で、フィルター、ネット、蓋、蛇口、オーバーフロー対策（管）があり、高密度ポリエチレン、ステンレス等光を通しにくい素材で、基礎や台座と固定でき風などで飛ばされないものをいいます。
- (2) フィルター 雨水に含まれる埃や枯葉などが貯留に流入しないように、ろ過するものをいいます。
- (3) オーバーフロー 雨水貯留施設が満水になった後、溢れることをいいます。
- (4) 新設工事 雨水貯留施設を新たに設置する工事をいいます。
- (5) 申請者（所有者又は占有者） 助成金の交付を受けようとする市民をいいます。

### 第4条 雨水貯留施設

#### (1) 雨水貯留施設の特徴

雨水貯留施設は、容量が100リットル以上あり、小さな設置スペース

でも設置できるものとしします。また、電気を使わず停電時でも使用できるものとしします。

## (2) 形式の検討

雨水貯留施設は、以下の点を検討して選ぶこととしします。

- ①必要な容量及び設置スペース並びに予算を考慮し、設置方法、雨水貯留施設の内容等を検討します。道路際に設置する場合は、道路・水路の官地及び第三者の土地にはみ出さないようにします。
- ②市販の雨水貯留施設は様々な種類のものが販売されていますが、以下の事項を考慮してください。
  - ・材質については、藻の発生を防ぐため、高密度ポリエチレン、ステンレス等日光を通しにくい材質であること。
  - ・埃、虫などの混入が防止できる蓋があること。
  - ・内部の沈殿物を除去できるもの。
  - ・風で飛んだり、簡単に転倒しないもの。
  - ・フィルターがついているもの。
  - ・オーバーフロー対策（管）が施してあるもの。

## (3) 雨水貯留施設設置方法

雨水貯留施設は種類により設置方法に多少の違いがあるものの、以下の事項を考慮してください。

- ①雨水貯留施設の設置場所を水平に地ならし、架台等の基礎を設置します。
- ②基礎の上に雨水貯留施設を載せるものとしします。
- ③基礎と雨水貯留施設を固定し、風等で飛ばないようにします。
- ④雨どいの縦といから雨水貯留施設へ配管します。維持管理のために雨水貯留施設が取り外しできるようにしておくことが望ましい。雨水貯留施設の種類によっては、雨どいの一部を切り取り、集水継手を接続します。
- ⑤雨水貯留施設は満水になったときのために、オーバーフロー吐口を設置します。雨水貯留施設の種類によっては、集水継手部で流入を止める機能をもつものもあります。
- ⑥フィルター、ネット等ゴミ混入を防ぐものを設置します。

### 附則

この設置基準は、平成16年 8月 3日から施行します。

### 附則

この設置基準は、平成17年 4月 1日から施行します。

### 附則

この設置基準は、平成22年 4月 1日から施行します。